

平成 28 年 1 月 7 日

内閣総理大臣 まち・ひと・しごと創生本部本部長 安倍 晋三 様
地方創生担当大臣 石破 茂 様
内閣府副大臣 松本 文明 様
消費者担当大臣・行政改革担当大臣 河野 太郎 様
消費者庁長官 板東 久美子 様
消費者委員会委員長 河上 正二 様
国民生活センター理事長 松本 恒雄 様
政府関係機関移転に関する有識者会議座長 増田 寛也 様

一般社団法人北海道消費者協会
会 長 橋本 智子
〒060-0003
札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
北海道庁別館西棟 2 階
電話 011-221-4217 Fax 011-221-4219

消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の 徳島県への移転に反対する意見書

「まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく政府関係機関の地方移転に係る提案」として徳島県が消費者庁と国民生活センターの同県への移転を提案したことを受け、「まち・ひと・しごと創生本部」で移転が検討され、さらに消費者委員会移転も検討対象に加えられました。東京一極集中を是正し、地方の活性化を目指す意義は理解いたしますが、これら 3 機関の地方移転は消費者行政の停滞、後退をもたらし、地域における消費者問題への取り組みにも悪影響を及ぼすものであり、看過することはできません。北海道消費者協会は移転に強く反対します。

消費者行政は、司令塔の機能を持つ消費者庁や国民生活センター、消費者委員会だけでなく各省庁の所管分野に及ぶものであり、これを的確、迅速かつ効率的、効果的に推進するには、消費者視点に立ちながら各省庁との協議、連携、総合調整が欠かせません。前記の 3 機関が各省庁から遠く離れた地方に移転することは、連携、調整等の機能を著しく低下させ、消費者行政の円滑な執行を妨げる可能性があります。

さらに、消費者安全に関わる重大事故が発生した場合、消費者庁は緊急対策本部を速やかに設置し、関係省庁と連携して事態に対応しなければなりません。被害情報を収集して消費者の安全のための施策を適切に行うとともにマスコミなどにも対応する必要があります。地方に移転した場合、迅速、確実な対応が困難になることを危惧します。

また、国民生活センターは全国の消費生活センター・消費生活相談窓口に指導、助言、情報提供するとともに、商品テストや研修業務を実施して、地方消費者行政を支えています。これらの機能を果たすには、数多くの専門家の確保や消費者団体・事業者とのコミュニケーションが不可欠です。地方移転によりそうした機能が低下することを懸念します。

特に、消費者庁や国民生活センターが徳島県に移転した場合、北海道など北日本や東日本各地からのアクセスが現在に比べ極めて不便になり、日程や経費を考慮すると、各地の消費生活センター職員や相談員らが現在と同様に会議や研修等に参加することが困難になります。逆に徳島への移転によって利便性が増す地域は全国的に見ても限られると思われれます。東京一極集中の弊害を是正するための移転によって多くの地域の消費者行政や消費者活動が犠牲になるなら本末転倒と言わざるを得ません。

移転の可否を審議する有識者会議には消費者代表が入っておらず、公聴会やヒアリングも予定されておられません。前記3機関の移転は消費者に重大な影響を及ぼす問題であることから、消費者団体などからの意見も十分に聴取したうえで慎重に検討されることを強く要望します。

以 上